

# きのくにカードローン切替ローン

令和7年12月2日現在

## 商品名

## しんきんカードローン切替プラン

保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金															
融資対象者	・「しんきんカードローン」の既契約者で一括返済出来ない方但し以下の方は除く ①破産・民事再生手続開始の申立て（予定を含む）をしている方 ②取引停止処分を受けている方 ・（社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方															
資金用途	当金庫しんきんカードローンの借換資金。															
融資金額	500万円以内（1万円以上1万円単位、1万円未満切上げ可） 但し、本件申込金額と他金庫分を含めた基金保証付消費者ローン（保険ローンを除く）の現在残高の合計額が500万円以内。 《随時返済カードローンの場合》 ①利息元加後の残高+②3カ月以内の未収利息=①+②の合計の1万円未満切上げ可															
融資期間	<table><thead><tr><th>融資実行金額</th><th>融資期間</th><th>(特例措置)</th></tr></thead><tbody><tr><td>30万円以内</td><td>3年以内</td><td>5年以内</td></tr><tr><td>100万円以内</td><td>5年以内</td><td>7年以内</td></tr><tr><td>200万円以内</td><td>8年以内</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>500万円以内</td><td>10年以内</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(特例措置とは、融資期間内に回収が見込める先で、部店長が特に認めた場合)</p>	融資実行金額	融資期間	(特例措置)	30万円以内	3年以内	5年以内	100万円以内	5年以内	7年以内	200万円以内	8年以内	10年以内	500万円以内	10年以内	
融資実行金額	融資期間	(特例措置)														
30万円以内	3年以内	5年以内														
100万円以内	5年以内	7年以内														
200万円以内	8年以内	10年以内														
500万円以内	10年以内															
融資形式	・ 証書貸付															
返済方法	・ 毎月元金均等返済又は毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、貸出金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回															
約定返済日	・ 任意の日															
融資利率	・ 固定金利 年 11.60%（保証料込み）															
遅延損害金	・ 年14.00%															
担保・保証人	・ 不要															
お申込時にご用意いただくもの	・ ご印鑑（普通預金お取引印） ・ ご本人さまであることを確認できる資料															

	<p>(1) 運転免許証 運転免許書を取得していない方</p> <p>(2) 資格確認書</p> <p>(3) パスポート（令和2年2月4日以降申請分は不可）</p> <p>(4) マイナンバーカード（表面のみ）</p> <p>*外国人の場合上記書類のほかに 在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（外国人）のうちいずれか</p>
<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部 顧客サービス課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。</li> <li>• 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>*本商品はきのくに信用金庫のカードローン切替ローンです。一般社団法人しんきん保証基金は保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

\*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

\*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

\*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。